

## 資料編

- 1 世界文化自由都市宣言
- 2 京都市の姉妹都市一覧
- 3 世界歴史都市連盟会員都市一覧
- 4 京都市における外国籍市民の状況
- 5 「京都市内学校・民間団体姉妹都市提携等アンケート調査」概要
- 6 「京都市外国籍市民意識・実態調査」について
- 7 京都市国際化推進プラン（仮称）に対する京都市外国籍市民施策懇話会からの意見
- 8 京都市における留学生の状況
- 9 京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱
- 10 京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会委員名簿
- 11 京都市国際化推進プラン策定経過

## 1 世界文化自由都市宣言

昭和 53 年(1978 年)10 月 15 日宣言

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

## 2 京都市の姉妹都市一覧

都市名 国名 提携年月日	提携までのいきさつ
パリ フランス共和国 昭和33年(1958年) 6月15日	昭和32年(1957年)、市長が関西日仏学館教授に託したパリ市会議長宛の書簡の中で、提携の希望を表明したところ、翌年、パリ市会議長が入洛。同議長の帰国後、パリ市会理事部で両方の友情盟約締結が承認され、これを受け、京都市も京都・パリ友情盟約の成立を宣言した。
ボストン アメリカ合衆国 昭和34年(1959年) 6月24日	昭和32年(1957年)、市長が駐日アメリカ大使を訪問し、ボストンとの提携希望と協力を要請し、更にサンディエゴ市で開催された第4回日米市長・商工会議所会頭会議に出席する京都市代表団に、ボストン市長宛書簡を託した。昭和34年(1959年)、市長がボストンを訪問し、正式調印した。
ケルン ドイツ連邦共和国 昭和38年(1963年) 5月29日	昭和33年(1958年)、駐日ドイツ大使が入洛の際、ドイツの都市との姉妹都市提携が話題にのぼり、翌年の市長のケルン訪問を契機に、昭和37年(1962年)、京都市がケルンとの姉妹都市提携の意思を表明、同時にケルン市からも非公式に申し入れがあった。昭和38年(1963年)、駐日ドイツ大使がケルン市の都市提携文書を京都市に伝達し、ケルンでの姉妹都市提携式典に市長が出席した。
フィレンツェ イタリア共和国 昭和40年(1965年) 9月22日	昭和34年(1959年)、駐日イタリア大使が入洛、市長との懇談でフィレンツェとの姉妹都市の話が芽生えた。同年、市長がフィレンツェを訪れ、深い感銘を受け、帰国。昭和38年(1963年)、フィレンツェとの姉妹都市提携について京都市会の了承を得た。翌年、フィレンツェ市参事会が締結に賛同し、両市で姉妹都市提携式典が挙行された。
キエフ ウクライナ 昭和46年(1971年) 9月7日	昭和33年(1958年)、駐日ソ連大使が入洛の際、市長にキエフとの提携を提案、翌年キエフ市長から書簡で正式に申し入れがあった。その後、約10年間にわたって、各界で親善交流が行われ、友好関係を促進、キエフ市長の京都訪問もあって更に機運が高まった。昭和46年(1971年)、市長がキエフを訪問し、姉妹都市結成宣言を行った。
西安 中華人民共和国 昭和49年(1974年) 5月10日	昭和47年(1972年)、駐日備忘録貿易弁事処が入洛の際、市長との懇談の中で、西安市との友好提携が話題になり、翌年、市長から中日友好協会会長宛宛輪旋依頼の親書を送った。昭和48年(1973年)、市長訪中の際、李先念副首相との会談で、京都・友好都市結成の合意に達した。翌年、市長を団長とする京都市友好訪中代表団が西安市を訪問、友好都市結成を宣言した。
グアダラハラ メキシコ合衆国 昭和55年(1980年) 10月20日	昭和53年(1978年)、メキシコ姉妹都市国際委員会事務局長から国際親善都市連盟事務局長にグアダラハラ市と京都市の姉妹都市提携を希望する書簡が届きその後、駐日メキシコ大使も数回京都市を訪問し、姉妹都市提携を申し出た。さらに、グアダラハラ市議会から姉妹都市提携決議文が届き、ハリスコ州知事、駐日メキシコ大使が入洛し、提携実現と市長の訪問を強く要請した。昭和55年(1980年)、市長が招聘に応じ、グアダラハラ市長の出席のもと、京都市において姉妹都市盟約調印式が行われた。
ザグレブ クロアチア共和国 昭和56年(1981年) 10月22日	昭和41年(1966年)から、代々の駐日ユーゴスラビア大使が京都市とザグレブ市の姉妹都市提携について提言した。その間、人的・文化的交流を中心に友好を深め、昭和50年(1975年)、京都市とザグレブ市が友好協議に議定書に署名、昭和56年(1981年)の市長のザグレブ訪問により、姉妹都市提携が実現した。
プラハ チェコ共和国 平成8年(1996年) 4月15日	昭和35年(1960年)以来、プラハ側から姉妹都市の申し入れがあったが、平成3年(1991年)から、チェコスロバキア大統領・プラハ市長の入洛、市長のプラハ訪問などの機会の他、毎年のようにプラハ側から申し入れがなされるようになった。平成6年(1994年)、京都で開催された世界歴史都市会議を契機に今後の交流の可能性について検討した結果、京都市は姉妹都市の申し入れを受諾することとし、その後の両市の代表団による事前の協議を経て、平成8年(1996年)、市長のほか市会議長、市議らがプラハを訪問し、姉妹都市盟約調印式が行われた。

### (参考)パートナーシティ

晋州(チンジュ) 大韓民国 平成11年(1999年) 4月27日	かねてから隣国である韓国の都市との提携を希望していた本市は、京都造形芸術大学や財団法人京都市国際交流協会が、青少年・学生の相互訪問、ホームステイ等の交流を行っている晋州市と、学術・教育の分野でのパートナーシティ提携についての協議を進めた結果、合意に至ったため、晋州市長と提携文書を交わした。
---	---

### 3 世界歴史都市連盟会員都市一覧

(平成 20 年 (2008 年) 11 月 1 日現在)

会員都市	国名	会員都市	国名
アクラ	ガーナ共和国	開城	朝鮮民主主義人民共和国
アレクサンドリア	エジプト・アラブ共和国	カトマンズ	ネパール連邦民主共和国
アルジェ	アルジェリア民主人民共和国	カザン	ロシア連邦
アムステルダム	オランダ王国	キエフ	ウクライナ
安東	大韓民国	コンヤ	トルコ共和国
アテネ	ギリシア共和国	京都	日本国
バクダッド	イラク共和国	ラホール	パキスタン・イスラム共和国
バララット	オーストラリア	リスボン	ポルトガル共和国
バルセロナ	スペイン	リヴィウ	ウクライナ
ポルドー	フランス共和国	メルボルン	オーストラリア
ボストン	アメリカ合衆国	メキシコシティ	メキシコ合衆国
ブラチスラバ	スロバキア共和国	ミンスク	ベラルーシ共和国
ブリュッセル	ベルギー王国	モンペリエ	フランス共和国
ブダペスト	ハンガリー共和国	モントリオール	カナダ
扶餘	大韓民国	南京	中華人民共和国
成都	中華人民共和国	奈良	日本国
チェンマイ	タイ王国	ニコシア	キプロス共和国
ケルン	ドイツ連邦共和国	ノーリッジ	グレートブリテン及び 北部アイルランド連合王国
コルドバ	スペイン	ノウダ・バ・依ムアド・セビ・ターズ	オーストラリア
クラクフ	ポーランド共和国	オデッサ	ウクライナ
クスコ	ペルー共和国	オスマンガジ	トルコ共和国
ディジョン	フランス共和国	パリ	フランス共和国
ダブリン	アイルランド	ブラハ	チェコ共和国
エジンバラ	グレートブリテン及び 北部アイルランド連合王国	ケベック	カナダ
フェズ	モロッコ王国	リガ	ラトビア共和国
フィレンツェ	イタリア共和国	ローマ	イタリア共和国
ジュネーブ	スイス連邦	サティアゴ・デ・コンポステラ	スペイン
公州	大韓民国	タシケント	ウズベキスタン共和国
グアダラハラ	メキシコ合衆国	チュニス	チュニジア共和国
慶州	大韓民国	ウランバートル	モンゴル国
ハーグ	オランダ王国	ヘナレス	インド
ハノイ	ベトナム社会主義共和国	ウィーン	オーストリア共和国
ヘルシンボリ	スウェーデン王国	西安	中華人民共和国
フエ	ベトナム社会主義共和国	ヤンゴン	ミャンマー連邦
ヤシ	ルーマニア	ジョグジャカルタ	インドネシア共和国
イスファハン	イラン・イスラム共和国	ザグレブ	クロアチア共和国
イスタンブール	トルコ共和国	鄭州	中華人民共和国
エルサレム	イスラエル国	チューリヒ	スイス連邦

(76 都市・51 箇国：アルファベット順)

〔参考〕役員都市

会長	京都市	理事	バララット市, 慶州市, キエフ市, モントリオール市, パリ市
副会長	西安市, ウィーン市	監事	イスファハン市

#### 4 京都市における外国籍市民の状況

(1) 国籍別外国人登録者数（平成19年（2007年）12月末現在）

（単位：人）

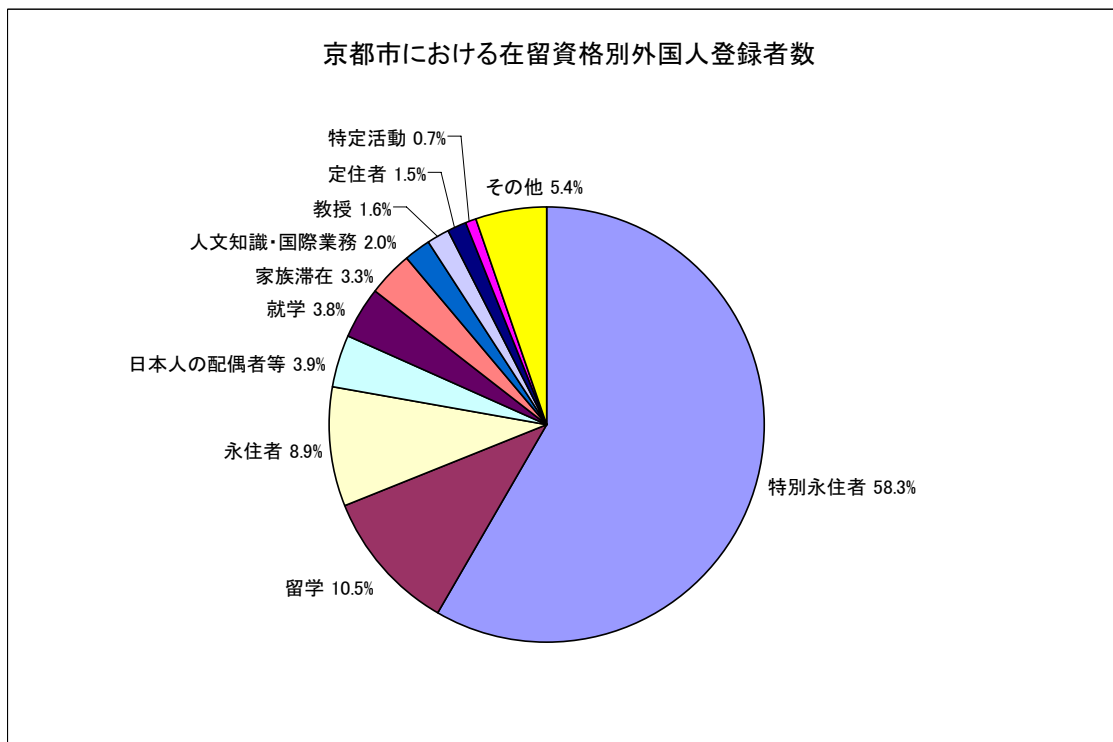
国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数
韓国又は朝鮮	26,874	ラオス	21	トリニダード・トバゴ	3
中国	8,489	ポーランド	21	ザンビア	3
米国	1,022	ハンガリー	18	アゼルバイジャン	3
フィリピン	935	パキスタン	18	セルビア・モンテネグロ	3
英国	332	ブルガリア	17	キューバ	2
タイ	295	コロンビア	17	クロアチア	2
フランス	285	ウクライナ	17	フィジー	2
カナダ	259	アルゼンチン	16	リトアニア	2
オーストラリア	250	デンマーク	15	モルドバ	2
インドネシア	219	オーストリア	11	ニカラグア	2
ドイツ	185	ボリビア	11	パラグアイ	2
ベトナム	182	アルジェリア	9	シリア	2
インド	170	チェコ	9	トンガ	2
ブラジル	148	エチオピア	9	ウガンダ	2
ロシア	124	ジャマイカ	9	スロベニア	2
マレーシア	94	スーダン	9	スロバキア	2
イタリア	91	タンザニア	9	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	2
エジプト	87	南アフリカ共和国	9	セルビア	2
ネパール	81	モロッコ	8	バーレーン	1
ニュージーランド	81	チリ	7	ベラルーシ	1
ペルー	73	ケニア	7	キプロス	1
モンゴル	70	ギリシャ	6	エルサルバドル	1
イラン	64	ヨルダン	6	赤道ギニア	1
スリランカ	60	マリ	6	グアテマラ	1
バングラデシュ	58	ノルウェー	6	キルギス	1
スウェーデン	52	ポルトガル	6	カザフスタン	1
スペイン	50	ウズベキスタン	6	ルクセンブルク	1
ルーマニア	46	アフガニスタン	5	ラトビア	1
イスラエル	45	ベネズエラ	5	マダガスカル	1
メキシコ	44	コンゴ民主共和国	4	ミクロネシア	1
スイス	38	ドミニカ共和国	4	パナマ	1
オランダ	34	ホンジュラス	4	サウジアラビア	1
ミャンマー	33	コートジボワール	4	タジキスタン	1
アイルランド	27	オマーン	4	ブルキナファソ	1
トルコ	27	チュニジア	4	アンゴラ	1
ベルギー	25	ブータン	3	パレスチナ	1
シンガポール	24	ブルネイ	3	無国籍	13
カンボジア	23	エストニア	3		
ナイジェリア	23	ガーナ	3		
フィンランド	21	アイスランド	3	合計	41,463

注：国籍名は、外国人登録法上の表示による。

(2) 在留資格別外国人登録者数（平成19年（2007年）12月末現在）

（単位：人）

在留資格	人数
特別永住者	24,154
留学	4,357
永住者	3,701
日本人の配偶者等	1,611
就学	1,592
家族滞在	1,354
人文知識・国際業務	835
教授	667
定住者	639
特定活動	299
その他	2,254
総数	41,463



## (3) 外国人登録者数の推移

(単位:人)

年	総数	韓国・朝鮮		中国		米国		フィリピン		英国		その他		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
1989	H1	42,762	37,206	87.0%	2,705	6.3%	931	2.2%	354	0.8%	237	0.6%	1,329	3.1%
1990	H2	42,917	37,020	86.3%	2,983	7.0%	964	2.2%	379	0.9%	227	0.5%	1,344	3.1%
1991	H3	43,669	37,024	84.8%	3,274	7.5%	1,000	2.3%	450	1.0%	253	0.6%	1,668	3.8%
1992	H4	44,423	36,780	82.8%	3,910	8.8%	1,032	2.3%	461	1.0%	278	0.6%	1,962	4.4%
1993	H5	44,309	36,315	82.0%	4,164	9.4%	995	2.2%	421	1.0%	295	0.7%	2,119	4.8%
1994	H6	44,299	35,773	80.8%	4,456	10.1%	957	2.2%	446	1.0%	240	0.5%	2,427	5.5%
1995	H7	43,941	35,493	80.8%	4,466	10.2%	863	2.0%	439	1.0%	303	0.7%	2,377	5.4%
1996	H8	43,565	34,914	80.1%	4,420	10.1%	921	2.1%	480	1.1%	302	0.7%	2,528	5.8%
1997	H9	43,390	34,393	79.3%	4,539	10.5%	951	2.2%	554	1.3%	319	0.7%	2,634	6.1%
1998	H10	43,126	33,686	78.1%	4,945	11.5%	966	2.2%	559	1.3%	317	0.7%	2,653	6.2%
1999	H11	42,769	33,112	77.4%	5,260	12.3%	905	2.1%	557	1.3%	309	0.7%	2,626	6.1%
2000	H12	42,755	32,427	75.8%	5,754	13.5%	916	2.1%	629	1.5%	343	0.8%	2,686	6.3%
2001	H13	43,514	31,800	73.1%	6,768	15.6%	959	2.2%	722	1.7%	339	0.8%	2,926	6.7%
2002	H14	43,699	31,107	71.2%	7,366	16.9%	989	2.3%	757	1.7%	336	0.8%	3,144	7.2%
2003	H15	43,603	30,021	68.9%	8,086	18.5%	1,020	2.3%	863	2.0%	350	0.8%	3,263	7.5%
2004	H16	42,897	29,044	67.7%	8,099	18.9%	1,008	2.3%	953	2.2%	351	0.8%	3,442	8.0%
2005	H17	42,618	28,426	66.7%	8,175	19.2%	1,051	2.5%	957	2.2%	354	0.8%	3,655	8.6%
2006	H18	42,258	27,695	65.5%	8,353	19.8%	1,083	2.6%	948	2.2%	354	0.8%	3,825	9.1%
2007	H19	41,463	26,874	64.8%	8,489	20.5%	1,022	2.5%	935	2.3%	332	0.8%	3,811	9.2%

※各年12月31日現在の登録者数

## 5 「京都市内学校・民間団体姉妹都市提携等アンケート調査」概要

平成19年(2007年)6月から7月にかけて、京都市内の小・中・高校、大学・短期大学をはじめ、商工会議所などの経済団体、ライオンズクラブなどの社会奉仕・福祉団体を対象に、海外の同種の団体との姉妹提携の状況を調査し集計したもの。

### 1 対象団体

	合計(A)	回答数(B)	回収率 (B/A)(%)
(1) 大学・短期大学	36	32	88.9
(2) 高等学校, 中学校及び小学校			
ア 高等学校	52	33	63.5
イ 中学校	99	78	78.8
ウ 小学校	190	186	97.9
(3) 経済団体	7	4	57.1
(4) その他			
ア ライオンズクラブ	59	10	16.9
イ ロータリークラブ	25	8	32.0
ウ ソロプチミスト	10	4	40.0
エ ゾンタクラブ	3	2	66.7

### 2 大学・短期大学の姉妹校提携状況

	回答数(B)	提携数(C)	提携率 (C/B)(%)
大学・短期大学	32	26	81.3

#### ☞コメント

- ①提携数は、京都大学、立命館大学、同志社大学など総合大学が提携数が多い。
- ②外国の大学と繋がり強い京都外国語大学、京都ノートルダム女子大学等も提携数が多い。

#### (内訳)

京都大学	486	京都女子大学・京都女子大学短期大学部	12
京都教育大学	7	京都精華大学	16
京都工芸繊維大学	42	京都造形芸術大学	0
京都市立芸術大学	7	京都橘大学	17
京都府立大学	2	京都ノートルダム女子大学	23
京都府立医科大学	3	京都薬科大学	-
京都市立看護短期大学	0	種智院大学	-
池坊短期大学	0	聖母女学院短期大学	0
大谷大学・大谷大学短期大学部	9	同志社大学	83
華頂短期大学	-	花園大学	3
京都外国語大学・京都外国語短期大学	45	佛教大学	11
京都経済短期大学	-	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部	0
京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部	4	立命館大学	278
京都嵯峨芸術大学・京都嵯峨芸術大学短期大学部	3	龍谷大学・龍谷大学短期大学部	57
京都産業大学	32		

※「-」印は無回答又は非公表。

※対象には学部レベルでの提携も含む。

※市内の大学コンソーシアム京都加盟36大学・短期大学を調査。



### 3 高等学校、中学校及び小学校の姉妹校提携状況

	回答数 (B)	提携数 (C)	提携率 (C/B) (%)
(1) 高等学校	33	10	30.3
(2) 中学校	78	8	10.3
(3) 小学校	186	6	3.2

#### ☞コメント

- ①全体的に提携数は少ない。
- ②ただ、アンケートでは提携のノウハウを知りたいなど提携の希望は見受けられる。
- ③高等学校は比較的提携率が高い。

### 4 経済団体（7団体）の姉妹提携状況

	回答数 (B)	提携数 (C)	提携率 (C/B) (%)
経済団体	4	3	75.0

#### ☞コメント

- ①調査上の提携数自体としては少ないが、当該業界での視察団やビジネスマッチングとして積極的に海外との交流を行う例がある。
- ②京都市の姉妹都市交流の周年の節目を契機に経済交流協定を締結し、以後積極的にビジネス交流が行われている事例がある。

### 5 その他の団体の姉妹提携状況

	回答数 (B)	提携数 (C)	提携率 (C/B) (%)
(1) ライオンズクラブ	10	2	20.0
(2) ロータリークラブ	8	7	87.5
(3) ソロプチミスト	4	2	50.0
(4) ゾンタクラブ	2	2	100.0

#### ☞コメント

- ①提携数としては少ないが、世界規模の団体として、総会や例会への出席、あるいは友好訪問団として、海外の同種の団体と交流を行っている例がある。

## 6 「京都市外国籍市民意識・実態調査」について

### 1 調査目的

本市では、「京都市国際化推進大綱（平成9年11月）」の策定から10年が経過し、本市の国際化を取り巻く環境が大きく変化していることから、こうした変化に適切に対応し、本市における国際化を更に推進するための新たな指針となる「京都市国際化推進プラン（仮称）」の策定を進めている。この新たなプランの策定をはじめ、今後の外国籍市民に係る施策を検討するに当たっての参考とするため、本市に在住する外国籍市民の実態と抱える問題について把握することを目的にアンケート調査を実施した。

なお、本調査については、外国籍市民の現状と課題をより正確に把握するため、平成9年に実施した「京都市在住外国人意識・実態調査」の結果との比較を行った。

### 2 調査概要

- (1) 調査対象 京都市内に居住する20歳以上の外国籍市民3,700人
- (2) 抽出方法 外国人登録データから、各行政区・支所別の人口割合に応じた無作為抽出（平成19年6月1日現在）
- (3) 調査方法 郵送法（調査票送付、はがきによる督促礼状1回）
- (4) 調査期間 平成19年6月29日～7月20日
- (5) 調査分析 財団法人 世界人権問題研究センター
- (6) 備考 本調査では、在留資格や在留に至った背景などを考慮して、部分的に質問項目を違えた「1952年以前から日本にお住まいの方、あるいは日本で生まれたすべての方」用と「外国で生まれて、1953年以降日本にお住まいの方」用の2種類の調査票を用い、前者の調査票の回答者を「オールドカマー」、後者の調査票の回答者を「ニューカマー」と表すこととした。

### 3 調査項目

- (1) 回答者の属性
- (2) 使っている言葉
- (3) 地域・近所とのかかわり
- (4) 育児・教育
- (5) 医療・年金
- (6) 行政・団体サービス
- (7) 日本社会の差別と偏見
- (8) 住まい
- (9) 緊急時の対応
- (10) 外国籍市民施策のあり方

### 4 回収結果

送付数	回収数（回収率）	有効回答数（同回答率）
3,700	982（26.5%）	979（26.5%）

### 5 調査結果の概要

別紙のとおり

## 「京都市外国籍市民意識・実態調査」の結果の概要について

## 1 回答者の属性

## 【オールドカマー・ニューカマーに共通する事柄（以下4項目）】

- ◆京都市への定住性の高まり：オールドカマー・ニューカマーとも多くの人々が京都に住み続けることを希望している。この永住意思にこたえられるような住み心地の良さや社会的環境が、外国籍市民に対して継続的に提供されることが求められている。
- ◆「家族内国際化」の進展：日本籍者を配偶者に選ぶ人が増加しており、その結果、子や孫がいる人のうち、「日本籍の子や孫」が「いる」とした回答も、オールドカマーで過半数、ニューカマーでも4割を超えた。家族・親族が多様な国籍帰属をしている状況の進展が見られた。
- ◆雇用形態の非正規化，非就業化：常勤者が減少し，その分だけパートタイム就労者と非就業者が増加した点が注目される。
- ◆主体的存在としての外国籍市民：様々な活動への参加意欲を持った人が多く見られる。このことから外国籍市民は，単に生活上の不自由や人権侵害の問題から救済されるべき受け身の存在なのではなく，積極的に京都市の中で活動する意欲を持った主体的市民でもある，ということが改めて示された。

## 【オールドカマー回答者について（以下7項目）】

- ◆オールドカマーの年齢の面では，50歳代以上の回答者が60%以上を占めており，前回調査に比しても高年齢化が顕著になっている。また，朝鮮半島出身の一世は回答者の1割未満と少なくなっている。
- ◆オールドカマーの行政区別居住地域としては，右京区・南区・伏見区に住む人がそれぞれ15%以上を占め高比率を示した。
- ◆オールドカマーにおいては京都市に「30年以上在住している」「ずっと京都に住み続ける」への回答がともに8割近くを占め，前回調査と比較しても，京都市への定住傾向がより強まっている。つまり，オールドカマーの大半は，京都の地に永住する外国籍市民であると考えられる。
- ◆オールドカマーの教育の面では，2割近くの回答者が，「日本にある外国系・民族系」の学校に通ったことがあるとしており，民族教育に対する少なからぬニーズを示している。
- ◆オールドカマーにおいては1970年代生まれの世代辺りから，韓国・朝鮮籍者のうち半数以上が日本国籍者を配偶者に選ぶ傾向を示している。
- ◆オールドカマーの従業上の地位に関しては，「被雇用者」が過半を占めるとはいえ，自営業者の比率も非常に高く，「家族従事者」も加えると，3人に1人が何らかの形で，自営業に携わっていることになる。在日韓国・朝鮮人の職業選択環境の厳しさが影響していると考えられる。
- ◆オールドカマーにとっては，国政レベルも地方レベルでも参政権が認められていない状況が，日本社会のなかで市民として生活していくうえでの大きな壁と意識されている。また，偏見や差別の存在を指摘する声も多数あった。

### 【ニューカマー回答者について（以下 10 項目）】

- ◆京都市全体の外国人登録者は統計上男性より女性のほうが多いが、本調査のニューカマーでも、女性の回答者が6割を占める
- ◆ニューカマーでは 30 歳代以下が 70%に近く、比較的若い年齢層の渡日者が多い。とくに「学生」の比率は、4 分の 1 を超えている。
- ◆ニューカマーの国籍は、中国、韓国・朝鮮、アメリカ、フィリピン、イギリス、カナダの順に多いが、日本の他の多くの地域で見られる、ブラジルやペルーなど南米出身の人々が増加する傾向が見られない。
- ◆ニューカマーの在留資格で最も多いのが「留学」の約 24%であり、「永住者」（約 21%）、「日本人の配偶者等」（約 16%）がそれに続く。
- ◆最終学歴に関しては、留学生を除外して集計してみても、「大学」と「大学院」をあわせて過半数を占め、技術者・研究者・教員などが多い京都のニューカマーの特性を示している。
- ◆ニューカマーの居住行政区をみると、左京区と伏見区が突出して高率であり、合わせて 4 割以上の回答者が両区に住む。
- ◆京都市居住歴「10 年以上」とする回答は、前回調査から 10 ポイント増加の 30%近くになっており、京都市に定着するニューカマーが増える傾向がよみとれる。
- ◆婚姻関係に関しては、既婚者のうち配偶者（死別・離別も含む）が日本国籍であると答えた回答者が、今回の調査で過半数を超えた。
- ◆「外国籍」を意識する機会に関してニューカマー特有のものとしては、日本人の「まなざし」にさらされることの苦痛の声が非常に多く聞かれた。またそれ以外にもあからさまな排他的対応の事例報告があった。
- ◆さまざまな活動への参加に関して、ニューカマーにおける参加意欲の高さが顕著に見られた。特に、「人権や環境、福祉などのボランティア活動」と「母国の文化・歴史の紹介」など、参加意欲がかなりの高率であったが、実際に「参加している」人の比率は低い水準にとどまるものもあり、参加意欲を実行につなげる仕組みづくりが要請されている。

## 2 使っている言葉

- ◆オールドカマーにおいては、日本生まれの世代が大半であるため、日本語使用には全く支障がないケースが大部分をしめる。しかし韓国・朝鮮籍高齢者においては、特に読み書きの面で、不自由しているケースが少なくないことが改めて明らかになった。
- ◆逆に、オールドカマーのうち日本生まれの世代においては、韓国語・朝鮮語が使用できない人々が回答者の 7 割をしめる。そうした中には、自らのルーツとなる言語を取り戻そうと望む人々の存在も見られる。
- ◆ニューカマーにおいては、日本語使用に不自由を感じている人は少なくないことが明らかになった。さまざまな生活情報を入手するためにも日本語を読む能力は必要であるが、留学生以外のニューカマーでは 4 割以上が「あまり読めない」もしくは「ほとんど読めない」とい

う状況である。またすでに長年暮らす人の中にも、日本語の習熟には困難を感じるケースが少なくないことがわかった。

- ◆これを受ける形でニューカマーでは、「日本語を学ぶ外国人に対して、一定程度の能力まで学べるための支援が、もっとあるべきだと思う」といった意見など、日本語学習に対する支援を求める自由記述も多く見られた。

### 3 地域・近所とのかかわり

- ◆現住所での居住年数を見ると、オールドカマーでは「20～30年未満」「30年以上」と答えた人が約半数を占めているのに対して、ニューカマーは「3年未満」の人が6割を超えた。前回の調査結果と比べて、前者は定着性が強まっているが、後者については居住歴の浅い人が増えている。
- ◆全体として、ニューカマーよりもオールドカマーのほうが近所づきあいは深いこと、とくに「近所の人との立ち話」や「町内会・自治会活動への参加」の程度において、著しく差異のあることが明らかとなった。ただし、前回の調査結果よりも、地域社会とのかかわりが相対的に減少したという点は、オールドカマーとニューカマーに共通した特徴であった。
- ◆オールドカマーとニューカマーともに、現住所での居住歴が長い人、およびボランティア活動などの社会活動へ参加している人のなかに、近隣との関係形成や集団への参加が進んでいる人が多い。また、ニューカマーの場合は、「将来は日本を離れる」という人に比べて、「日本に永住する」と答えた人はつきあいが密であることがわかった。
- ◆ニューカマーに、「災害時の対応で困っているかどうか」を尋ねた結果、近所の人とあいさつを「しない」グループで「今、困っている」と答えた人は、あいさつを「する」グループで「今、困っている」人の約2倍に達した。

### 4 育児・教育

- ◆オールドカマー・ニューカマーを問わず、京都市在住の外国籍市民の子どもの約9割が「日本の国公私立の学校・保育園」に通園・通学している。
- ◆オールドカマーの半数強、ニューカマーの約4分の3の人が、自分の子どもに「母国の言葉や文化に関する教育」を受けさせたいと望んでいる。

【オールドカマー回答者について（以下2項目）】

- ◆子どもに対するいじめや差別は若干改善傾向にはあるものの、依然として残っている。また、「ない」と回答しながらも、これから起り得るかもしれないいじめや差別に対して心を痛めている保護者の回答も見られた。
- ◆子どもの本名使用に関する意見には、「本名を名乗るのは当たり前のこと」「隠すことは人格形成に影響を及ぼす」「保護者は本名と通名の使い分け、子どもは本名を使用」「自分で決めること」といった意見の他に、本名使用が「いじめと差別につながる」と考えている保護者も見られた。

【ニューカマー回答者について（以下4項目）】

- ◆どの保育所・託児所にも通園していない乳幼児を抱える保護者が多く、一部に日本の学校教育では義務教育年齢にある子どもが、「学校には通っていない」とした回答も見られた。

- ◆保護者の滞在年数が長くなるほど、家庭での使用言語が日本語になる傾向にある。
- ◆子どもの育児や教育に関して、子育て情報のわかりにくさ、学費の高さ、日本語の能力の不足による授業の理解しにくさに困難を抱える保護者が多い。前回調査との比較においても、子どもの育児や教育に関する困りごとの大半の項目で、困難を感じる保護者が増加している。
- ◆約3分の2のニューカマーが日本語教育のサポートについて肯定的に受け止めている。

## 5 医療・年金

- ◆オールドカマーとニューカマーの医療保険への加入状況を見ると、9割以上の人々が何らかの保険に加入している。加入していない理由については、保険料支払いの負担の大きさや保険制度についての情報不足が主なものとして見られた。
- ◆オールドカマーとニューカマーにおける公的年金への加入状況は、全体では「加入していない」が最も多く(37.6%)、「共済・厚生年金」への加入者がそれに続く(35.2%)。ニューカマーに限定すれば、なんらかの公的年金に加入している人が全体の約4割にとどまり、約半数は「加入していない」、そして10人に1人以上は「わからない」と回答している。
- ◆ニューカマーの人々が「病気になって病院に行くときに困ったこと」については、前回の調査結果と比べて、著しい変化は見られなかった。なかでも、「病院がわからない」「病院でことばが通じない」「外国人に対して不親切」の項目では、前回よりも「困っている」と答えた人の比率が高くなった。

## 6 行政・団体サービス

- ◆行政サービスの認知状況については、オールドカマーとニューカマーとの差が大きい。ニューカマーの場合、「国民健康保険」を除き、ほとんどの項目で「知っている」という回答が3割前後にとどまるなど、認知度がきわめて低い結果となった。前回調査との比較では、オールドカマーがすべての項目で認知度が向上しているが、ニューカマーでは一部に認知度が低下している項目も見られた。
- ◆区役所で困った点については、「とくにない」という回答がオールドカマーで7割、ニューカマーで6割にのぼっている。他方、ニューカマーが困った内容としては、「手続きがわからない」「言葉がつうじない」「どの窓口を利用していいかわからない」が上位を占めた。行政サービスの認知度の低さともあわせて、ニューカマーにおいては、サービスに関する情報入手の困難、窓口の利用に関する基礎知識の不足、窓口でのコミュニケーションの困難という問題を抱えていることがうかがえる。
- ◆京都市国際交流会館の存在については、「知らない」の割合がオールドカマーで半数以上、ニューカマーで2割台であるが、前回調査との比較では、会館の認知度がオールドカマーでは上昇し、ニューカマーでは低下した。会館のサービスの認知状況を前回調査と比較してみると、オールドカマーでは会館の行事以外、ニューカマーでは法律・出入国関連の相談以外のすべての項目で前回より「知っている」の割合が低下した。
- ◆京都市内でおこなわれている他の団体のサービスの認知状況については、オールドカマー・ニューカマーともにほとんどの項目で「知っている」の回答が1割にも満たなかった。

- ◆行政サービスや市政に関する情報の入手方法については、オールドカマーでは「京都市の広報誌、テレビ、ラジオ」と「日本語の新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」を主な情報源としている。対してニューカマーでは情報源として突出した項目はなく、「入手する方法がない」という回答も1割近く見られた。特に来日して間もない場合は、母国語を介して情報を得ようとする傾向が強く、また、情報の入手が困難なケースも多いことがうかがえる。

## 7 日本社会の差別と偏見

- ◆オールドカマーの7割、ニューカマーの5割以上が「過去に差別された」と回答している。また、オールドカマーの3割以上、ニューカマーの4割が現在も何らかの差別を感じている。しかしながら、前回調査と比較すると、わずかではあるが日本社会の差別の状況は改善しつつあるといえる。
- ◆オールドカマー・ニューカマー、アジア系・欧米系を問わず、入居や住宅購入時に差別を感じた経験が多い。
- ◆韓国・朝鮮籍者を中心とするオールドカマーでは、社会保障と政治的権利といった制度的な面での差別を強く感じている。
- ◆欧米系の多くの外国人は、日常生活において好奇の目で見られたり、避けられるような態度を示されるといった差別を経験している。
- ◆在日韓国・朝鮮人の本名使用については、一貫して本名を名のって生活している人々は前回調査よりも増加しているものの未だ20%に過ぎず、日本社会がいまだに「本名で生きにくい社会」であるということがうかがわれる。
- ◆結婚・交際に関して、オールドカマーの4割が「（外国籍市民であることの）うちあけ」に関する差別やトラブルを経験している。
- ◆就職・雇用に関して、オールドカマー、ニューカマーともに約4割が差別・偏見を経験している。とりわけ、採用過程において、差別を経験している場合が多い。また、オールドカマーでは「外国籍であるために不採用」「通称名使用の指示」、ニューカマーでは「外国籍であるために不採用」「賃金や労働条件が日本人より悪い」への回答が多くみられた。

## 8 住まい

- ◆オールドカマーでは持ち家率が約7割と高い一方、ニューカマーの3分の1は民営の賃貸共同住宅に居住している。ただし、前回調査と比較すると、ニューカマーの持ち家率はやや上昇して、約2割となっており、一部定住化が進みつつあることが推測される。また、公営住宅の入居者の割合は、ニューカマーで約16%と前回調査に比べ5ポイント程度上昇している。
- ◆賃貸住居の家賃の平均をみると、オールドカマーは京都市平均よりも高いが、ニューカマーで低い。また、ニューカマーの家賃は、必ずしも滞在年数と相関関係にあるわけではない。
- ◆とりわけニューカマーでは、情報面・金銭面に関してトラブルを抱える傾向が強い。中でも、「敷金・礼金・保証金が高い」「住まいの探し方がわからない」といった項目の回答数は、オールドカマーと大きな差がある。

- ◆住宅差別に関しては、オールドカマーとニューカマーで同様の傾向がみられる。双方とも、「外国籍を理由に対応が悪化・入居拒否」に関しては2割、「入居希望物件が『外国人お断り』」は1割が経験している。前回調査に比べるとその比率は着実に減っているが、ニューカマーでは「保証人がみつからない」という回答がほぼ倍増し、新たな負担となっていることが明らかになった。

## 9 緊急時の対応

- ◆ニューカマー個人による災害対策の全項目において、「今後行う予定」と「わからない」を選択する割合がかなり高くなっている。これは、災害対策の意思は持っているが、どのように対策を採ればいいのか「分からない」ニューカマーが多くいることを示している。
- ◆阪神・淡路大震災後すぐに行われた前回調査と比べると、特にオールドカマーや在住年数の短いニューカマーの災害対策はあまり進展しておらず、防災意識が弱まっていることが推測される。
- ◆行政に対しては、外国人向けに防災知識や情報を提供することが依然として5割以上のニューカマーによって要望されている。またオールドカマー・ニューカマーを問わず、地域で防災訓練を頻繁に行うことや、外国人住民と地域との繋がりを築いていくことが求められている。

## 10 外国籍市民施策のあり方

- ◆オールドカマーにおいて「ぜひ必要」との要望が最も強かったのは、「年金などの社会保障関係を含め、行政上の扱いを日本人と同等にする」であり、「在留期間などの一定条件を満たした人については、地方参政権を保障する」と「公務員として働ける職域を拡大する（職種の拡大、管理職への登用など）」の2項目がこれに続く。これらの項目すべてにおいてその回答率は7割を占めているが、前回調査よりも回答率のポイントは低下している。しかし、上位を占める項目としては前回調査とまったく同様であり、この3項目がオールドカマーの変わらぬ要望として存在することが分かる。  
ついで「ぜひ必要」とする回答が多かったのは、「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」、「国籍や民族の違いを理解しあえる教育を学校で行う」である。
- ◆ニューカマーにおいては「ぜひ必要」との要望が最も強かったのは、オールドカマーと同じく「年金などの社会保障関係を含め、行政上の扱いを日本人と同等にする」であり、回答率も6割弱で、前回調査とほぼ同水準である。ついで「ぜひ必要」と回答している割合が高い項目としては、「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」、「日本語や日本の文化を学べる機会をつくる」、「国籍や民族の違いを理解しあえる教育を学校で行う」、「日本人が外国の歴史や文化を学べる機会をつくる」となっている。  
また、「ぜひ必要」「するほうがよい」を合わせた割合については、前回調査では「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」の項目が8割後半で最も高かったが、本調査では「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」、「日本語や日本の文化を学べる機会をつくる」、「日本人が外国の歴史や文化を学べる機会をつくる」の3項目で9割以上の回答率となっている。他の項目でも総じて回答率の上昇が見られ、「ぜひ必要」「するほうがよい」の合計値が多くの項目で前回時よりも微減しているオールドカマーとは対照的である。ニューカマーのみを対象とした多言語による生活情報の提供や相談窓口の充実などの設問についても、「ぜひ必要」「するほうがよい」の回答が8~9割に達している。



## 7 京都市国際化推進プラン（仮称）に対する京都市外国籍市民施策懇話会からの意見

### <全般的事項>

- ① 本市においては、ダブルの子ども（国際結婚による両親の子ども）や、日本国籍を取得した人（及びその子孫）などが多く存在することから、すべての施策を検討するに当たっては、国籍が外国である人だけでなく、外国にルーツを持つすべての人を対象に含むこと。また、「外国籍市民」という言葉についても、国籍が外国である人以外も含まれることがわかるよう必要な補足を行うか、より適切な言葉への置換えなどを検討すること。
- ② 外国人の人権については、国際人権規約や児童の権利に関する条約、人種差別撤廃条約などの国際条約によって定められており、本プランにおいてそれらの条約の理念と内容を市の施策に生かして行くことを明らかにすること。
- ③ 外国籍市民（日本国籍を持った者や無国籍の者を含む。以下同じ）の置かれる状況は、戦前から在住している在日韓国・朝鮮籍の市民や、新たに来日し定住している市民など、多様であるため、それぞれの歴史的経過や抱える課題などを正確に理解し、それらを踏まえてそれぞれの特性に対応した必要な施策の検討や実施に努めること。

### <情報提供・相談について>

- ① 京都で生活するに当たってのオリエンテーションの実施や、生活を支援するボランティアバンクの設置など、新たに京都で在住する外国籍市民をサポートするための取組を充実させること。
- ② 現在、国際交流会館で行われているような相談事業や日本語教室などの施策が、外国籍市民の身近な生活圏である市内の様々な地域においても行われるよう努めること。

### <教育について>

- ① 「京都市立学校外国人教育方針」は、策定から相当年数が経っており、その間、新たに京都に定住する外国籍児童の増加、外国籍から日本国籍への移行の増加、ダブルの子どもたちの増加などの環境変化が起こっているため、それぞれの児童・生徒の抱えている課題を改めて正確に把握したうえで、その改定ないし補足を検討すること。
- ② 民族学校をはじめとする外国人学校の支援や、公立学校に在籍する外国籍児童・生徒やダブルの子どもに対する学習機会の提供など、外国にルーツを持つ児童・生徒が、その国の文化や言葉を学ぶ機会や場の拡充に努めること。また、こうした機会や場を活用し、市民の多文化共生や国際理解の促進をより一層図ること。
- ③ 民族学校をはじめとする外国人学校と、市立学校の交流を一層促進するなど、児童・生徒の相互理解の促進に努めること。

### <留学生・就学生の支援について>

- ① 今後、留学生の増加が見込まれる状況を踏まえ、住宅問題への対応や、留学生と市民の交流の場の拡大など、留学生の生活支援や交流促進に努めること。
- ② 言葉の問題や生活上の問題を抱える就学生が安心して勉学に励むことができるよう、生活支援の在り方について検討すること。

### <市政・社会参画について>

- ① 外国籍市民の市管理職への登用や、審議会委員に外国籍市民が就任可能であることの周知の徹底、外国籍市民の参政権の検討など、外国籍市民の市政参画の一層の促進に努めること。
- ② 母国の文化や言語を紹介する「多文化共生大使」や、新たに京都に定住する外国籍市民に対するサポーターとしての登用など、外国籍市民の知識や能力を活用する仕組みについて検討すること。

### <推進体制・その他について>

- ① プランが着実に実行されるよう、行政の各セクションや窓口、学校、企業、NPOなど、それぞれの機関が果たすべき役割を明確にするとともに、各機関が効果的に連携、協力して取り組みが推進できるよう、ネットワークの強化に努めること。
- ② プランや組織の名称に「多文化共生」などの文言を含めるなど、今後、外国籍市民施策、あるいは多文化共生施策に一層力を入れることを明らかにすること。
- ③ 市民の外国籍市民に対する理解を深め、同じ市民として共に生きる意識を育てるため、啓発の促進や、交流機会の拡充に努めること。

## 8 京都市における留学生の状況

### (1) 国籍別在学留学生数

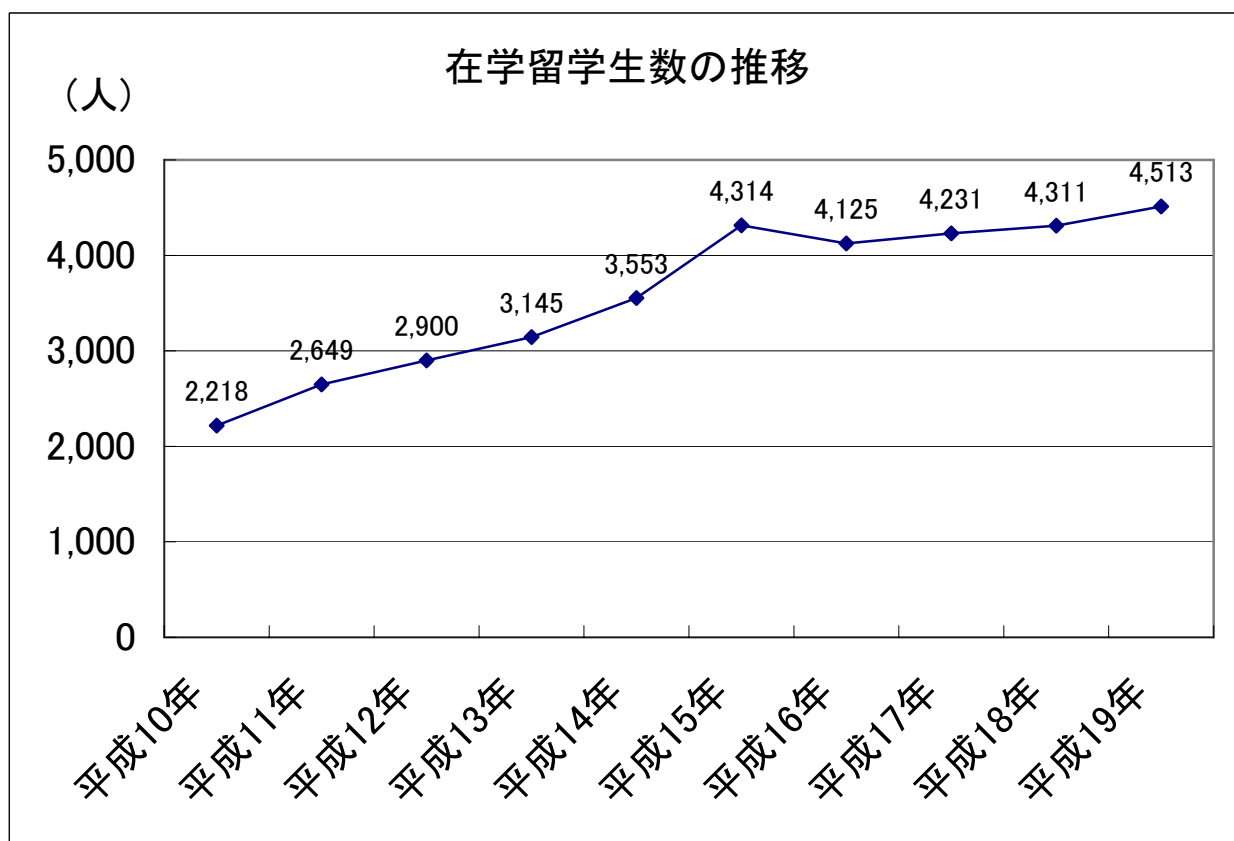
(平成19年(2007年)5月1日現在)

国籍	総数	男	女	国籍	総数	男	女
アジア				ポーランド	8	4	4
中国	2,497	1,158	1,339	スイス	6	3	3
韓国・朝鮮	772	358	414	フィンランド	6	5	1
ベトナム	101	54	47	ルーマニア	6	3	3
タイ	90	39	51	ウクライナ	5	1	4
インドネシア	69	45	24	ギリシャ	4	2	2
マレーシア	55	23	32	キルギス	4	1	3
モンゴル	44	18	26	チェコ	4	3	1
フィリピン	34	17	17	デンマーク	4	2	2
ミャンマー	31	9	22	ノルウェー	4	3	1
バングラデシュ	26	22	4	ハンガリー	4	3	1
ネパール	22	18	4	アイスランド	2	1	1
インド	21	17	4	アイルランド	2	2	0
カンボジア	13	8	5	アゼルバイジャン	2	2	0
ラオス	11	10	1	オーストリア	2	1	1
シンガポール	10	8	2	スロバキア	2	2	0
スリランカ	10	5	5	セルビア・モンテネグロ	2	1	1
パキスタン	3	2	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	1	1
ブータン	2	2	0	カザフスタン	1	0	1
ブルネイ	1	1	0	キプロス	1	1	0
マカオ	1	1	0	クロアチア	1	1	0
小計	3,813	1,815	1,998	タジキスタン	1	0	1
中東				ベラルーシ	1	0	1
イスラエル	10	4	6	ポルトガル	1	0	1
イラン	8	6	2	小計	323	177	146
トルコ	8	5	3	北米			
アフガニスタン	3	3	0	アメリカ	180	97	83
シリア	2	1	1	カナダ	21	13	8
サウジアラビア	1	1	0	小計	201	110	91
バーレーン	1	1	0	中南米			
ヨルダン	1	0	1	ブラジル	15	6	9
小計	34	21	13	メキシコ	9	7	2
アフリカ				アルゼンチン	8	4	4
エジプト	14	11	3	ペルー	8	2	6
ケニア	5	4	1	コロンビア	7	4	3
タンザニア	4	2	2	チリ	5	3	2
ナイジェリア	4	3	1	ベネズエラ	3	2	1
エチオピア	2	2	0	パナマ	2	2	0
ザンビア	2	1	1	ホンジュラス	2	1	1
スーダン	2	2	0	エクアドル	1	1	0
南アフリカ	2	1	1	グアテマラ	1	1	0
ガーナ	1	1	0	ジャマイカ	1	1	0
コートジボアール	1	1	0	ドミニカ共和国	1	1	0
チュニジア	1	1	0	ボリビア	1	1	0
マリ	1	1	0	小計	64	36	28
小計	39	30	9	大洋州			
欧州				オーストラリア	26	14	12
ドイツ	58	31	27	ニュージーランド	9	5	4
フランス	56	39	17	トンガ	2	2	0
イギリス	29	15	14	フィジー	1	1	0
ロシア	18	6	12	ミクロネシア	1	1	0
イタリア	17	8	9	小計	39	23	16
スウェーデン	16	5	11				
オランダ	15	9	6				
ウズベキスタン	11	8	3				
スペイン	10	3	7				
ブルガリア	10	4	6				
ベルギー	8	7	1	合計	4,513	2,212	2,301

(2) 在学留学生数の推移

(各年5月1日現在)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総数	2,218	2,649	2,900	3,145	3,553	4,314	4,125	4,231	4,311	4,513
国費留学生数	487	487	520	533	533	593	647	620	669	650
私費留学生数	1,731	2,162	2,380	2,612	3,020	3,721	3,478	3,611	3,642	3,863



## 9 京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱

### （目的）

第1条 すべてのひとがいきいきとくらし，魅力あふれるまちづくりをめざす京都市の国際化施策を総合的に推進する基本的指針となる「京都市国際化推進プラン（仮称）」について，幅広い見地から検討を行い策定するため，京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （委員）

第2条 委員会は，委員16名以内をもって構成する。

2 委員のうち，2名以内の委員は公募により選出した者を，その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を，それぞれ市長が委嘱する。

3 公募により選出する委員の資格及び方法は総務局長が定める。

### （部会）

第3条 委員会の中に，京都市における国際交流や国際協力のあり方などについて審議するための「国際協力・交流部会」，及び国籍や文化の違いを超えて，すべての人々が暮らしやすいまちづくりなどについて審議するための「多文化共生部会」の2つの部会を置く。

2 部会は9名以内の委員をもって構成する。

3 部会の委員は，委員会の委員のうちから市長が選出する。

### （座長）

第4条 委員会に座長を置く。

2 座長は，委員の互選により定める。

3 座長は，委員会を代表し，委員会の会務を総理する。

4 座長に事故あるときは，あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### （部会長）

第5条 部会に部会長を置く。

2 部会長は，部会委員の互選により定める。

3 部会長は，部会を代表し，部会の会務を総理する。

### （任期）

第6条 委員の任期は，平成21年3月31日までとする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、座長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

3 委員会及び部会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(顧問)

第8条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者その他市長が適当と認めた者を、市長が委嘱する。

3 顧問は、委員会及び部会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は総務局国際化推進室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 10 京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会委員名簿

### <顧問>

中村 順一	(財)国立京都国際会館館長
-------	---------------

### <委員>

国際交流・協力部会		多文化共生部会	
アンドレアス・シーコーファー	京都ドイツ文化センター所長	安藤 いづみ	京都YWCA・APT運営委員
太田 佐知子	元中京中学校長 (京都市特別社会教育指導員)	周 瑋生	立命館孔子学院学院長 (立命館大学政策科学部教授)
唐津 ふき子	市民公募委員	高田 光治	(財)京都ユースホステル協会 ユースホステル部長
斎木 宣隆	(独)国際交流基金京都支部長	鄭 禧淳	(特)京都コリアン生活センターエルファ理事長
齋藤 茂	京都商工会議所京都ブランド推進特別委員会委員長	仲尾 宏 (部会長)	京都造形芸術大学 客員教授
白石 厚子	(財)京都国際文化協会理事	浜田 麻里	京都教育大学国文学科 准教授
横山 俊夫 (座長・部会長)	京都大学副理事	ウラディーミル・ミグダリスキー	市民公募委員
高木 壽一	(財)京都市国際交流協会専務理事		
中島 康雄	京都市総務局長		

※役職は平成20年12月1日現在

# 11 京都市国際化推進プラン策定経過

